

宗教上の理由等により輸血を拒否される患者・家族の皆様へ

宗教的理由等による輸血拒否に対する当院の方針

社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院
病院長

当院では、生命保護を最優先に輸血療法を含んだ標準的医療の提供を行っています。よって、宗教上の理由などにより輸血を拒否する患者に対しては、「相対的無輸血」(※)を基本方針とし、以下のとおり対応致します。

1. 人格権の尊重という観点から患者の意思を尊重し、無輸血治療のために最善の努力は尽くしますが、医師が「輸血療法以外に救命手段がない」と判断した場合には、患者・家族等の同意が得られずとも(輸血同意書が取得できない状態)、輸血療法を含む可能な限りの治療を行います。
2. 輸血を拒否する患者または家族等から、「絶対的無輸血」の申し入れが口頭または書面でなされたとしても、これには応じられません。
3. 手術・治療に輸血療法を伴う可能性があり、輸血拒否により手術・治療の同意が得られない場合であっても、救命のために必要な場合は手術・治療(輸血療法を含む)を行います。
4. 以上の方針は、患者の自己決定能力の有無、成年・未成年の別にかかわらず適用します。
5. 上記方針に対して同意が得られない場合は、当院での治療には困難を伴うため、転院をお願い致します。

(※) 相対的無輸血

患者の意思を尊重し、可能な限り輸血療法を行わないように努力するが、「輸血療法以外に救命手段がない」という事態に至った場合には救命を優先し、輸血療法を行うこと。